

**社会福祉法人ふくろう会
デイサービスセンター友愛苑
運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふくろう会が開設するデイサービスセンター友愛苑（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者により要介護認定者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター友愛苑
- (2) 所在地 天塩郡遠別町字本町6丁目1番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(指定地域密着型通所介護と指定第一号通所事業を兼務)

- (1) 管理者 1名
管理者は、従事者の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（常勤専従）
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

(4) 看護職員 1名 (非常勤兼務1名)

(5) 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務1名)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日 (祝日も含む) までとする。

ただし、土曜、日曜日休み。12月29日から翌年1月3日は年末年始休暇。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時50分から午後3時まで (送迎時間除く)

(利用者の定員)

第6条 1日に地域密着型通所介護サービスを提供する定員は18人とする。

(第一号通所事業定員含む)

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介助

(2) 入浴の介助

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② 特殊浴槽による入浴

(3) 機能訓練

(4) 送迎

(5) 食事の介助

(6) 相談・助言

(地域密着型通所介護計画及び第一号通所計画の作成等)

第8条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、

希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に地域密着型通所介護計画及び第一号通所計画を作成する。

2 地域密着型通所介護計画及び第一号通所計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対

し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び第一号通所計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 当事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。指定第一号通所事業の利用料は、遠別町長が定める額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。なお、当該指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、遠別町から交付される介護保険負担割合証による負担割合の額とする。

(1) 食材料費

食事1回分につき 522円

(2) おむつ代 実 費

(3) 娯楽費（材料費）

ア 1回につき 実 費

(4) 前各号に掲げるものの他、地域密着型通所介護及び第一号通所事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用。 実 費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に説明する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、遠別町内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従事者は、地域密着型通所介護及び第一号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、避難、救出その他必要な訓練を行い利用者の安全確保に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスについて、市町村からの文章の提出・掲示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する食器やその他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供

については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第17条 居宅介護支援事業者又はその職員に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその職員から、事業所からの紹介対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(運営推進会議)

第18条 地域密着型通所介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とする。

3 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を

講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針の整備。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第21条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等のための指針の整備。
- 4 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第23条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第24条 従事者、設備及び会計に関する記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(協議事項)

第25条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ふくろう会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。